

公立大学法人青森公立大学役員報酬の臨時特例に関する規程

平成25年9月30日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置に照らし、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の理事長及び副理事長の報酬の支給額を減額するため、公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年4月1日規程第33号。以下「報酬規程」という。）の特例を定めるものとする。

(報酬規程の特例)

第2条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、報酬規程第3条各項及び附則第3項に掲げる給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第3条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(失効)

2 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。